

令和4年 第7回五泉市教育委員会定例会 会議録

開 催 日	令和4年6月30日 木曜日	
開 催 場 所	五泉市役所 3階 応接室	
出席者	教育長	伊藤 順子 君
	委 員	澁谷 隆 君
		本間 寛和 君
		藤木 由佳子 君
		小出 園子 君
関係説明者	学校教育課長 井上 雅夫 君 生涯学習課長 風間 章 君 スポーツ推進課課長 吉田 政博 君 図書館長 齋藤 達哉 君	
書 記	学校教育課 課長補佐 稲餅 泰行 君	
欠 席 委 員		

議 事 日 程

令和4年6月30日 午後1時16分 開会開議

付議する事件

- 議第1号 五泉市青少年育成センター青少年指導員の委嘱について
- 議第2号 五泉市文化財保護審議会委員の委嘱について
- 議第3号 五泉市立中学校部活動指導員取扱要綱の一部を改正する告示の制定について
- 議第4号 五泉市部活動の在り方検討委員会設置要綱の制定について
- 議第5号 五泉市食育推進委員会委員の委嘱について
- 議第6号 休職期間満了による復職の発令について

追加議案

- 議第7号 五泉市物価高騰対策給食費支援金交付要綱の制定について

報告する事項

- 報告第1号 第2次五泉市生涯学習推進基本計画の計画期間の延長について
- 報告第2号 第2次五泉市子ども読書活動推進計画の計画期間の延長について
- 報告第3号 学校運営協議会委員の任命について
- 報告第4号 五泉市地域学校協働活動推進員の委嘱について
- 報告第5号 区域外就学の許可について

追加議案

- 報告第6号 令和4年度教育費補正予算（第3号）の結果について
- 報告第7号 令和4年度教育費補正予算（第4号）の結果について

議 事 経 過 概 要

伊藤教育長 これより第7回教育委員会を開会いたします。まず、議第1号五泉市青少年育成センター青少年指導員の委嘱についてであります。生涯学習課長の説明を求めます。

風間課長 議第1号五泉市青少年育成センター青少年指導員の委嘱について、ご説明申し上げます。五泉市青少年育成センター条例第6条の規定により、育成センターに青少年の育成指導を行う非常勤の青少年指導員を置くこととなっていることから委嘱をお願いするものです。2ページをお開きください。このたび、委嘱しておりました委員に異動がありましたので、こちらに記載の30人を新たに委員に委嘱するものです。任期につきましては、令和5年6月30日までであります。以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

伊藤教育長 ただいまの説明に、ご質疑ございますでしょうか。これは各学校から何人というかたちで出ているのでしょうか。

風間課長 基本川東から3人あとは2人づつとなっております。31人中30人がこの度交代となります。五泉高校のPTAだけが一人方が継続で、あとは30人全員が交代されます。

伊藤教育長 ご質疑ございますでしょうか。

—（皆、「なし」との声あり）—

伊藤教育長 ないようでありますので、議第1号を終了いたします。次に、議第2号五泉市文化財保護審議会委員の委嘱についてであります。生涯学習課長の説明を求めます。

風間課長 議第2号五泉市文化財保護審議会委員の委嘱について、ご説明申し上げます。先般、第6回定例会において、令和4年6月1日からの標記委員の委嘱についてご承認いただいたところではありますが、五十嵐庄衛委員から解嘱願いが提出されたことから、新たな委員を委嘱するものであります。4ページをお開きください。五泉市緑町にお住いで元教員の高田良昭様を委員に委嘱するもので、任期につきましては、令和6年5月31日までであります。以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

伊藤教育長 ただいまの説明に、ご質疑ありますか。

—（皆、「なし」との声あり）—

伊藤教育長

ないようでありますので、議第2号を終了いたします。次に、議第3号五泉市立中学校部活動指導員取扱要綱の一部を改正する告示の制定についてであります。学校教育課長の説明を求めます。

井上課長

議第3号五泉市立中学校部活動指導員取扱要綱の一部を改正する告示の制定について、ご説明申し上げます。7ページの新旧対照表をご覧ください。この度の改正は、改正教職員免許法が7月1日に施行されることに伴い、従来の教職員の免許更新制度が廃止され、7月1日時点で有効な免許状は手続きなく有効期限のない免許状になり、効力の有無自体の規定が不要となることから、要綱第3条第2項第1号のただし、からの規定を削除するものです。附則につきましては、施行期日を令和4年7月1日とするものです。以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

伊藤教育長

ただいまの説明に、ご質疑ありませんでしょうか。

—（皆、「なし」との声あり）—

伊藤教育長

ないようでありますので、議第3号を終了いたします。次に、議第4号五泉市部活動の在り方検討委員会設置要綱の制定についてであります。学校教育課長の説明を求めます。

井上課長

議第4号五泉市部活動の在り方検討委員会設置要綱の制定について、ご説明申し上げます。9ページをお開きください。この度の要綱の制定は、4月28日の総合教育会議にて説明しましたとおり、文部科学省が示しております令和5年度以降、休日の部活動を段階的に地域へ移行するという方針を踏まえ、本市におきましても五泉市部活動の在り方検討委員会を設置し、関係団体等と協議を進めるため、委員会設置要綱を制定するものです。それでは要綱の内容について申し上げます。第1条は委員会の設置について、第2条は協議する内容、第3条では委員会の委員について規定しております。第4条は、委員の任期、第5条は正副委員長について、第6条と第7条は委員会の会議の進め方と専門部会を置くことができるなどを定めたものです。第8条は庶務を教育委員会で行い、第9条は委員会の運営に必要なことは教育長が別に定めるとしたところです。

附則につきましては、施行期日を令和4年6月30日とするものです。以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

伊藤教育長

ただいまの説明に、ご質疑ありますでしょうか。今日この要綱の審議をいただいてから、学校の方に要綱の説明をして7月になりますので急ピッチに来年度に向けて準備を進めていくこととなります。今の段階ですと一応日曜日に部活を地域の方から担っていただくという方向で、これから県の方の担当職員に来てもらって、これからどうやって進めたらいいか指導をもらいながら進めていくと思いますので、よろしくお願いいたします。ご質疑ありますでしょうか。

—（皆、「なし」との声あり）—

伊藤教育長

ないようでありますので、議第4号を終了いたします。次に、議第5号五泉市食育推進委員会委員の委嘱についてであります。学校教育課長の説明を求めます。

井上課長

議第5号五泉市食育推進委員会委員の委嘱について、ご説明申し上げます。14 ページをお開きください。この度の食育推進委員会委員の委嘱につきましては、委員名簿のとおり、市長に内申するもので、11人の委員のうち、4番長谷川委員、5番瀧澤委員、9番佐藤委員、11番黒谷委員につきましては新たに委嘱し、それ以外の委員につきましては、再任とするものです。任期につきましては、令和4年7月1日から令和5年6月30日とするものです。以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

伊藤教育長

ただいまの説明に、ご質疑ありますでしょうか。推進委員会ですので、このほかに食育運営委員会というところがあって、そこで協議したものを、この推進委員会で承認をして進めていくというものになります。ご質疑ありますでしょうか。

—（皆、「なし」との声あり）—

伊藤教育長

ないようでありますので、議第5号を終了いたします。次に、議第6号休職期間満了による復職の発令についてであります。なお、

議第6号については、秘密会とさせていただきます。

議第6号 非公開

伊藤教育長

秘密会の会議を解き、議第6号を終了いたします。次に、追加議案となります。議第7号五泉市物価高騰対策給食費支援金交付要綱の制定についてであります。学校教育課長の説明を求めます。

井上課長

議第7号五泉市物価高騰対策給食費支援金交付要綱の制定について、ご説明申し上げます。この度の要綱の制定は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による物価高騰の中で、児童生徒の保護者の負担を増やすことなく、給食の水準を維持するため、食材費の高騰分について小中学校に対し支援金を交付し、引き続き安全・安心な給食を提供するものです。要綱の内容についてご説明いたします。第1条は今ほど申し上げました要綱の要旨で、第2条は交付対象を五泉市立小・中学校とし、第3条では対象期間を令和4年度としております。第4条は支援金の額を小学生は一人当たり年間3,000円、中学生は3,500円とし、令和4年6月1日の在籍数を掛けた額をそれぞれの小・中学校に交付するものです。次の第5条から第9条までは支援金の交付申請や決定などの事務手続きについて規定しております。第10条は、規定にない必要事項は別に定めるとし、附則につきましては令和4年7月1日から施行いたしますが、適用は4月1日に遡ることとしています。なお、この要綱につきましては、国の交付金の対象期間が令和4年度とされておりますので、令和5年3月31日にて失効する内容となっております。以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

伊藤教育長

ただいまの説明に、ご質疑ありますでしょうか。今回の支援金ですけれども、保護者の負担を軽減する目的なんです。給食費に使うということで保護者お一人お一人に補助金のようにお渡しするのを学校がまとめてというのではなくて、学校にこの交付金を出して給食費に充ててもらおうという方法で、今回は支援金を出しております。前にもコロナ禍で修学旅行がキャンセルになって、キャンセル料は保護者への補助金というかたちで校長先生が保護者に代わって申請をし、後から保護者に入金するという手続きでしたが、給食費なので学校にこのお金を渡すことで運営してくださいというかたちに今回は取らせていただきましたので、よろしく願いいたします。ご質疑ありますでしょうか。

— (皆、「なし」との声あり) —

伊藤教育長 ないようでありますので、議第7号を終了いたします。次に、報告第1号第2次五泉市生涯学習推進基本計画の計画期間の延長についてであります。生涯学習課長の説明を求めます。

風間課長 報告第1号第2次五泉市生涯学習推進基本計画の計画期間の延長について、ご説明申し上げます。17 ページをお開きください。本計画につきましては、五泉市における生涯学習施策を、総合的、体系的に推進することを目的としており、現在の第2次基本計画の計画期間は、平成30年度から今年度までの5年間となっております。そこで、本来であれば、令和5年度からの第3次基本計画を今年度中に策定するところではありますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、これまで多くの講座やイベントなどが中止となってしまったことから、計画策定の基礎資料となる市民意識調査を実施しても的確な市民ニーズを把握することが難しいため、市民意識調査については現在の状況を鑑み今年度後半に実施することといたしました。このことから、第2次基本計画につきましては令和5年度まで計画期間を延長するとともに、第3次となる次期計画につきましては、令和6年度を初年度とする計画として令和5年度に策定いたします。18 ページの資料につきましては、変更前と変更後のスケジュールを比較したものであります。なお、本件につきましては、6月2日に開催しました社会教育委員会議において承認をいただいていることを申し添えます。以上、第2次五泉市生涯学習推進基本計画の計画期間の延長について、ご報告いたしました。

伊藤教育長 ただいまの説明に、ご質疑ありますでしょうか。

澁谷委員 これからは、今までできなかった講座や大会などを普通にやるということでしょうか。

伊藤教育長 今までやれなかったものについては、今年度は、できる限り行う方向で考えております。

澁谷委員 やった結果どうかを調査する。

伊藤教育長 やった後に後半に、アンケートに基づいて計画を立てる内容になっているので、実施して年度後半にアンケートを取って、新年度に計画を作ります。

風間課長 新年度に6年度からの計画を作ります。おそらく今アンケートをとっても、昨年度はイベントや講座が出来なかったというアンケートの答えしか書いてこないなので、コロナでできませんでした。残念

でしたという回答ばかりでは、皆さんがどういう生涯学習を求めているのか把握ができないので、今の状況であれば今年度は計画通り事業が進められておりますので、ある程度市民の意識というのは確認できるのではないかと。

伊藤教育長

ほかにありますでしょうか。

—（皆、「なし」との声あり）—

伊藤教育長

ないようでありますので、報告第1号を終了いたします。次に、報告第2号第2次五泉市子ども読書活動推進計画の計画期間の延長についてであります。図書館長の説明を求めます。

齋藤館長

報告第2号第2次五泉市子ども読書活動推進計画の計画期間の延長について、ご説明申し上げます。20ページをお開きください。始めに、この計画の性格についてであります。子ども達が読書する意欲を高め、本に親しむ習慣を身に着けること、を目的としております。現在の計画期間につきましては、令和4年度までの5年間です。次に、この度の計画期間延長の趣旨についてであります。令和2年度からの、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、子ども読書活動の取組が中止・縮小となっていることから、計画全体の検証が困難であること、また、令和5年度から予定されている、国の第5次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画で、ICT環境の変化など、新たな要素を取り入れた改定が見込まれており、その計画を踏まえて、市の計画にも反映させる必要があることから、計画期間を2年間延長するものであります。なお、期間延長後の数値目標の取り扱いについては、延長後の終期である令和6年度まで、引き続きその達成を目指すものであります。今後の予定につきましては、21ページに在りますように、令和5年度にアンケートを実施し、令和6年度に第3次五泉市子ども読書活動推進計画を策定するものであります。以上、第2次五泉市子ども読書活動推進計画の計画期間の延長について、報告いたしました。

伊藤教育長

これにつきましても、アンケートの内容に基づきまして計画を立てるものと、また国の方が変わるということで、同じように正しいアンケートを実施した上で計画を立てたいということですので、よろしく願いいたします。ただいまの説明に、ご質問ありますでしょうか。

—（皆、「なし」との声あり）—

伊藤教育長 ないようでありますので、報告第2号を終了いたします。次に、報告第3号学校運営協議会委員の任命についてであります。学校教育課長の説明を求めます。

井上課長 報告第3号学校運営協議会委員の任命について、ご説明申し上げます。23 ページをお開きください。この度の学校運営協議会委員の任命につきましても、人選を進めていました五泉北中学校の委員が、別紙に記載のとおり決定し、11人に任命したものです。任期は発令の日から令和5年3月31日までとなります。以上、学校運営協議会委員の任命について報告いたしました。

伊藤教育長 ただいまの説明に、ご質疑ありますでしょうか。先程山下さんにもお会いいたしました。山下さんから入っていただいたり、前の辻川校長先生も入っていただいたり、いろいろな方の助言をいただきながら校長先生も頑張っていたと思います。ほかにご質疑ありますでしょうか。

—（皆、「なし」との声あり）—

伊藤教育長 ないようでありますので、報告第3号を終了いたします。次に、報告第4号五泉市地域学校協働活動推進員の委嘱についてであります。学校教育課長の説明を求めます。

井上課長 報告第4号五泉市地域学校協働活動推進員の委嘱について、ご説明申し上げます。25 ページをお開きください。この度の委嘱につきましても、五泉北中学校の推進員が山下浩子さんに決定し、委嘱したものです。任期は、発令日から令和5年3月31日までとなります。以上、五泉市地域学校協働活動推進員の委嘱について、報告いたしました。

伊藤教育長 ただいまの説明に、ご質疑ありますでしょうか。

—（皆、「なし」との声あり）—

伊藤教育長

ないようでありますので、報告第4号を終了いたします。次に、報告第5号区域外就学の許可についてであります。なお、報告第5号については、秘密会とさせていただきます。

報告第5号 非公開

伊藤教育長

報告第5号を終了いたします。次に、追加議案となります。報告第6号令和4年度教育費補正予算(第3号)の結果についてであります。学校教育課長の説明を求めます。

井上課長

報告第6号令和4年度教育費補正予算(第3号)の結果について、ご説明申し上げます。本日お配りした追加議案の36ページをお開きください。この度の補正予算は、5月の教育委員会定例会で補正予算(第2号)としてご説明いたしましたものを、第3号に変更し、6月市議会定例会に上程したもので、補正予算の科目及び金額に変更なく、議決をいただいたものであります。以上、令和4年度教育費補正予算(第3号)の結果について報告いたしました。

伊藤教育長

ただいまの説明に、ご質疑ありませんでしょうか。

— (皆、「なし」との声あり) —

伊藤教育長

ないようでありますので、報告第6号を終了いたします。次に、報告第7号令和4年度教育費補正予算(第4号)の結果についてであります。学校教育課長の説明を求めます。

井上課長

報告第7号令和4年度教育費補正予算(第4号)の結果について、ご説明申し上げます。追加議案の38ページをお開きください。この度の補正予算は、先ほどご承認いただきました議第7号五泉市物価高騰対策給食費支援金交付要綱の制定でご説明申し上げました、新型コロナウイルス感染症の影響による物価高騰対策としての支援金になります。予算総括表の1項教育総務費2目事務局費984万5千円の増額は、学校等給食費支援事業で、物価高騰による食材費の値上がり分を昨年度と比較して約5%の上昇と見込み、1人当たりの物価高騰額を小学生で年間3,000円、中学生を3,500円として、それぞれの児童生徒数を掛け合わせたものが、984万5千円となるものです。なお、本補正予算は6月市議会定例会の最終日に上

程し、議決をいただいたところです。以上、令和4年度教育費補正
予算（第4号）の結果について報告いたしました。

伊藤教育長

ただいまの説明に、ご質疑ありませんでしょうか。

—（皆、「なし」との声あり）—

伊藤教育長

ないようでありますので、報告第7号を終了いたします。それ
は、以上で第7回教育委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

この後、次回会議日程調整と通知をして閉議。

閉 議 時 間 午後1時43分

令和 年 月 日

上記のとおり相違ないので署名します。

教育長 _____

委 員 _____

委 員 _____

委 員 _____

委 員 _____

調整者 _____